

## 朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成事業実施規程

### (目的)

第1条 この事業は、市内の小・中・高等学校及び特別支援学校に対し、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が助成金を交付することにより、各校の児童・生徒が地域で共に暮らす高齢者や障がい者の方々との交流や地域を見つめ直す等の機会を通じ、お互いに助け合うことの大切さを感じ、地域に暮らす一人としてできることは何かを考え行動するための力を育てることで、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (助成の対象及び内容)

第2条 助成の対象は、市内の小・中・高等学校及び特別支援学校（以下「申請校」という。）とする。

2 事業の内容は次に掲げる活動を含み、具体的な実践に向けて各校が主体的に取り組むこととする。

(1) 地域とのつながり・ふれあい交流を勧めることができる福祉事業。

(2) 学校や地域において特色・独自性のある、福祉事業。

### (実施期間)

第3条 この事業の指定期間は当該年度とする。但し、事業内容により継続が必要な事業と認められるものについては2年間を限度とする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、事業経費として不相当と法人の会長（以下「会長」という。）が認める経費を除き、前年度からの継続事業については、基本額として1校につき一律30,000円を助成する。また地域活動加算として、既存の事業に地域に拡がりのある見直しをされた場合、およびチャレンジプラン加算として、前年度に行われていない新しい事業については、審査会において評価をおこない予算の範囲において基本額に加算をする場合がある。

### (助成金の交付申請)

第5条 本事業の指定を受け、助成金の交付を受けようとする申請校は、朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

### (審査方法)

第6条 審査は次のとおりとし、審査基準については会長が別に定める。

(1) 書類審査

(2) 加算助成額の査定

### (助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条に基づく審査の結果、適当と認めたものについて予算の範囲において決定し、朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成金交付決定振込通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (実績報告)

第8条 申請校は、当該対象事業が完了後、速やかに朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成金実績報告書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

### (連絡会の開催および助成事業の視察・評価)

第9条 法人は申請校担当職員との連絡会を開催し、情報交換・意見交換・報告を行う事とする。また、助成事業が適切に行われているか、視察・評価を行う場合もあ

る。

(交付決定の取り消し)

第 10 条 会長は、申請校が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この規程に違反したとき。

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 会長は、前項の取り消しの決定を行なった場合には、その旨を朝来市社会福祉協議会福祉教育活動助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により、申請校に通知する

ものとする。

(助成金返還)

第 11 条 会長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに関する部分に関し、既に助成金が交付されているときはその返還を求めることができる。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

1. この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。
1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

福祉教育活動助成事業対象経費一覧表

| 対象経費（科目） | 内 容  |
|----------|--|
| 消耗品費     | 活動に必要な事務用品・諸材料等の購入費。<br>花の苗・土・肥料など、地域の方と一緒にこなう花の栽培など環境美化に関連する費用もこれに含む。 |
| 印刷製本費    | 資料及びチラシ等の印刷費（コピーも含む）および製本費。  |
| 講師謝金     | 福祉体験学習の一環として外部より講習を招き、講演等をおこなう際の謝金。                                    |
| その他      | 活動に必要なその他の経費   |